

会社法の施行日はいつか

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ2

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立した。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法の施行日は、早ければ平成18年4月1日ではないかと、予想されていたところである。

しかしながら、平成18年5月あたりとなる可能性が高まった。

< 会社法の基本的な施行日 >

会社法の基本的な施行日は、公布後1年6ヶ月以内の政令で定める日とされている（会社法附則1項）。

7月20日現在、会社法の公布はされておらず、当然のことながら、施行日を定める政令も定められていない。

それゆえ、早ければ平成18年（2006年）4月1日ではないかと、予想されていたところである。

しかしながら、最近刊行された、法務省立案担当官による書籍^(注1)の中で、施行日として目指されている時期が判明した。

（注1）相澤哲（法務省民事局参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005年、株式会社商事法務）

「平成18年5月」を目途としているとのことである^(注2)。

（注2）「一問一答 新・会社法」の268ページには、以下のように記載されている。
「具体的な施行期日については、現在のところ、平成18年5月を目途としている。」

つまり、**会社法の基本的な施行日は、「平成18年5月」となる可能性が高まったのである。**

< 三角合併などにかかわる部分の施行日 >

三角合併^(注3)などにかかわる部分(合併等対価の柔軟化^(注4)に関する部分)^(注5)の施行は、会社法の基本的な施行日の1年後とされている。

(注3)「三角合併」とは、子会社が、他の会社を吸収合併する場合に、その親会社の株式を対価として交付する合併のこと。

(注4)「合併等対価の柔軟化」とは、会社法で、合併等の際に、存続会社等の株式の代わりに金銭、親会社の株式などを交付することが認められていることをいう(会社法749条、758条、768条参照)。

(注5)以下のレポート参照

「新会社法とM&A」(吉川満他、2005.7.6作成)

「会社法の概略 ~ 計算、組織再編、設立」(堀内勇世、2005.5.30作成)

「図説 会社法案とM&Aに関するQ&A」(横山淳、2005.5.19)

前記のように、会社法の基本的な施行日が平成18年5月となる可能性が高まったので、**三角合併などにかかわる部分(合併等対価の柔軟化に関する部分)の施行は、平成19年(2007年)5月の可能性が高まったといえよう。**